

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続きに当たり必要となるもの
旧一般電気事業者による買取(北海道電力株式会社)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)		接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称	
	工事費負担金がある(1円以上)場合			
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
低圧	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 <要綱対象外> ①接続契約成立のお知らせ ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 <令和2年3月31日までの申込み分> ②系統連系に係る契約のご案内 ※1 ②をもって接続同意 ※2 ②の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p><令和2年4月1日以降の申込み分> ③電力受給契約の変更申込みの一部承諾(接続に関わる規定)等のご案内 ※1 ③をもって接続同意 ※2 ③の1. 契約内容の「接続に係る規定に関する変更申込みの承諾日」が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 <要綱対象> ①太陽光発電電力受給契約確認書 ②請求書(工事費負担金見積書でも可) ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p><要綱対象外> ①電力受給契約書 ②電力受給に関する基本契約書 ③請求書(工事費負担金見積書でも可) ※1 ①(または②)+③をもって接続同意 ※2 ③の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日≠接続同意日 ①の契約締結日と②の契約締結日のいずれか早い日が接続契約日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 該当なし</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 <要綱対象> ①太陽光発電電力受給契約確認書 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p><要綱対象外> ①接続契約成立のお知らせ ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>(①の書類が発行されない場合) ②電力受給契約書 ③電力受給に関する基本契約書 ※1 ②(または③)をもって接続同意 ※2 ②の契約締結日と③の契約締結日のいずれか早い日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)</p>	<p>・電力受給開始のお知らせ ・詳細工事設計結果のお知らせ</p>
高圧	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 ①接続契約成立のお知らせ ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>(①の書類が発行されない場合) ②電力受給契約書 ③電力受給に関する基本契約書 ④工事費負担金契約書 ※1 ②(または③)+④をもって接続同意 ※2 ④の契約締結日が接続同意日 ※3 接続契約日≠接続同意日 ②の契約締結日と③の契約締結日のいずれか早い日が接続契約日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 <令和2年3月31日までの申込み分> ⑤系統連系に係る契約のご案内 ※1 ⑤をもって接続同意 ※2 ⑤の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p><令和2年4月1日以降の申込み分> ⑥電力受給契約の変更申込みの一部承諾(接続に関わる規定)等のご案内 ※1 ⑥をもって接続同意 ※2 ⑥の1. 契約内容の「接続に係る規定に関する変更申込みの承諾日」が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 ①電力受給契約書 ②電力受給に関する基本契約書 ③請求書(工事費負担金見積書でも可) ※1 ①(または②)+③をもって接続同意 ※2 ③の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日≠接続同意日 ①の契約締結日と②の契約締結日のいずれか早い日が接続契約日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 該当なし</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 ①接続契約成立のお知らせ ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>(①の書類が発行されない場合) ②電力受給契約書 ③電力受給に関する基本契約書 ※1 ②(または③)をもって接続同意 ※2 ②の契約締結日と③の契約締結日のいずれか早い日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)</p>	<p>・連系契約書 ・詳細工事設計結果のお知らせ</p>
特別高圧	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 ①接続契約成立のお知らせ ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>(①の書類が発行されない場合) ②〇〇※発電設備連系工事の詳細設計工事結果について(回答) ③工事費負担金契約書 ※1 ②+③をもって接続同意 ※2 ③の契約締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 ※4 〇〇には太陽光、風力など発電設備の種類が入ります</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 <令和2年3月31日までの申込み分> ④系統連系に係る契約のご案内 ※1 ④をもって接続同意 ※2 ④の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p><令和2年4月1日以降の申込み分> ⑤電力受給契約の変更申込みの一部承諾(接続に関わる規定)等のご案内 ※1 ⑤をもって接続同意 ※2 ⑤の1. 契約内容の「接続に係る規定に関する変更申込みの承諾日」が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>—</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 ①接続契約成立のお知らせ ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)</p>	<p>・連系契約書</p>

※契約内容の変更があった場合は上記一覧表に記載の書類と異なる場合があります。
※低圧および高圧の記載について、接続の同意を称する書類と誤認されやすい書類の名称に「詳細工事設計結果のお知らせ」の書類を追記しました。(平成31年1月29日)
※工事費負担金の額を契約書類に記載している場合の<小売買取時>の<令和2年4月1日以降の申し込み分>を追記いたしました。(令和2年4月1日)